

病院・有床診療所・訪問看護・介護保険サービスの看護職員数の推計値について（ごく粗い試算）

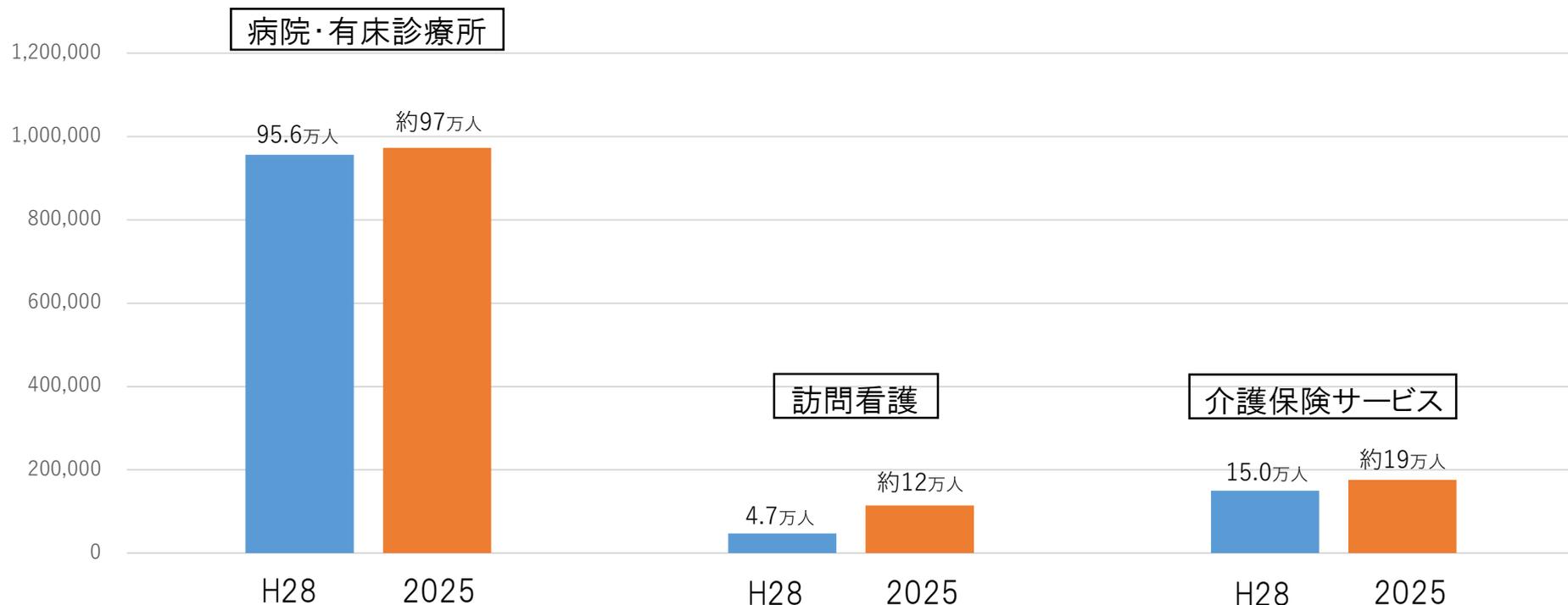
※ 本試算については、事務局において現時点で活用可能なデータを用いて、検討中の推計方法を基に、機械的に試算したものの。

【試算を行っていないカテゴリ】

○ 都道府県における推計作業が必要なもの・・・精神病床、無床診療所、保健所・市町村・学校養成所等

2025年における病院・有床診療所・訪問看護・介護保険サービスの看護職員数（ごく粗い試算）

※ 本試算については、事務局において現時点で活用可能なデータを用いて、検討中の推計方法を基に、機械的に試算したもの。



【病院・有床診療所】

- 精神病床を除く。(H28は、病院報告から精神病床を除く)
- $(H29\text{病床機能報告の4つの医療機能毎の看護職員数} / H29\text{病床機能報告の4つの医療機能毎の病床数}) \times \text{地域医療構想の2025年における病床数}$

【訪問看護】

- 介護、医療、精神病床からの基盤整備量分の計。
- 介護保険の訪問看護： $(H28\text{介護給付費実態調査の利用者数} / H28\text{衛生行政報告例による看護職員数}) \times \text{介護保険事業計画の2025年の利用者数見込み}$ 。
- 医療保険の訪問看護： $(H29\text{訪問看護療養費実態調査の利用者数} / H28\text{衛生行政報告例による看護職員数}) \times \text{現在の利用者数及び将来推計人口等から推計}$ 。

【介護保険サービス】

- $(H28\text{介護給付費実態調査の利用者数} / H28\text{衛生行政報告例による看護職員数}) \times \text{介護保険事業計画の2025年の利用者数見込み}$ 。

【その他】

- 超過勤務の減少や有給休暇取得率の向上のシナリオは考慮していない。